

平成17年における組合員証等の更新について

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第92条第1項（第95条第4項、第95条の2第3項、第105条の5第7項及び第125条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく、共済組合員証、遠隔地被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、船員組合員証及び船員被扶養者証（以下「組合員証」と総称する。）の更新については、下記の1から7までにより、施行規則第99条の3第4項及び第105条の9第4項の規定に基づく標準負担額減額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」と総称する。）の更新等については、下記の8から11までにより実施するものとする。

記

（組合員証の更新の実施時期について）

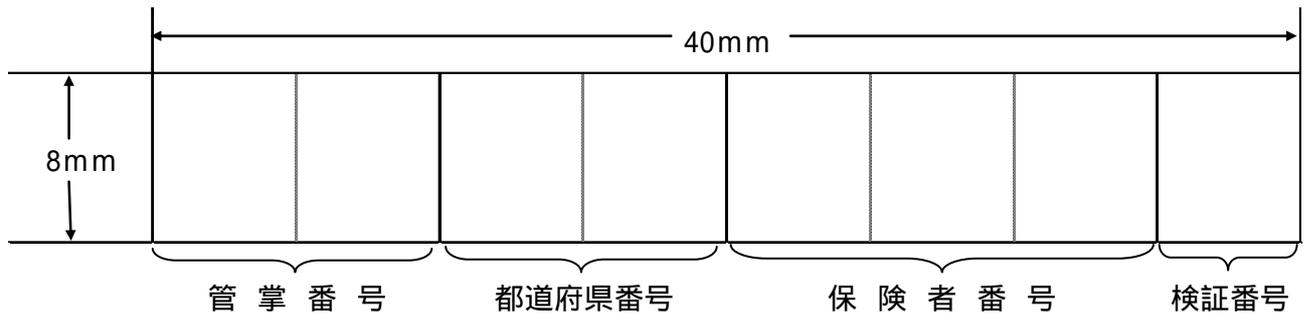
- 1 組合員証の更新は、本年9月中に実施することとする。

（組合員証に記載するコード番号について）

- 2 組合員に新たに交付する組合員証の「発行機関」の「組合（保険者）番号、名称及び印」欄に記入する組合（保険者）番号は、同欄の名称及び印の上部余白の中央に昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新について」別表又は昭和59年5月31日付蔵計第1527号通達「組合員証等に記載するコード番号について」別表に定める組合のコード番号を記入すること。

（コード番号の記入について）

3 上記2により記入するコード番号は、次の枠内にゴシック体で記入すること。



(新たに交付する組合員証の交付年月日等について)

4 新たに交付する組合員証の交付年月日は、組合員に交付する年月日とし、有効期限は平成22年9月30日とする。ただし、任意継続組合員で同日前に任意継続組合員の資格を喪失する日が到来する者に係る組合員証の有効期限は当該任意継続組合員の資格を喪失する日の前日とする。

(組合員証の回収について)

5 新たに交付する組合員証の交付と引き換えに、現在交付している組合員証等を回収することとする。

(組合員証の紙質について)

6 組合員証の紙質は、色上質特厚口もえぎとする。
(見本参考)

(組合員証の印影の印刷について)

7 新たに交付する組合員証の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理等を厳格に行うこと。

(減額認定証の更新の実施時期について)

8 減額認定証の更新は、本年9月中に実施することとする。

(新たに交付する減額認定証の交付年月日等について)

9 新たに交付する減額認定証の交付年月日は実際に交付する年月日とし、有効期限は従前の減額認定証に記載の有効期限と同一とする。

(減額認定証の紙質について)

10 減額認定証の紙質は、前記6と同様とする。

(減額認定証の印影の印刷について)

11 新たに交付する減額認定証の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理を厳格に行うこと。